

生活扶助基準改定

高齢者・ひとり親 実質大幅減に

生活扶助は、日々の生活に必要で、改定額は据え置かれます。

被服費、光熱費などを支給するもの。生活保護制度の最大の柱です。23年は5年に1度の生活扶助基準額改定の年にあたります。

政府は23年度予算案で、生活保護を利用していない低所得世帯の消費支出にあわせて生活扶助基準額を見直し

たうえで、23・24年度は物価高を踏まえ特例として1人月十円を加算するとしました。特例加算後も現行基準額に届かない世帯は、基準額を据え置かざるを得ない状況です。

厚労省は予算案関連資料で、生活扶助基準額が23年10月の改定でどう変化するかを生活保護世帯の家族構成や年齢、居住地域ごとに試算。27ケース中16ケースで改定率が2・5%を下回る実質減となりました。

特に75歳以上は単身夫婦世帯とも0・0%増額こそ必要です。

・6%で物価高が直撃。生活保護利用者の4割超を70歳以上が占めており、影響は深刻です。

親が30代、小学生の子どもが1人のひとり親世帯も0・2〜1・3%となっています。

社会生活を送るうえで必要とされるものの不足状況を調べた厚労省調査で、生活保護世帯は「新しい着の購入」との回答が多くなっています。一急な出費への対応「も6〜7割」「親族の冠婚葬祭への出席」との回答も1〜2割あります。

いまでも尊厳や生存権が脅かされ、親戚や近所とのつきあいが維持できない「社会的排除」の状態に置かれていた実態が浮かびあがります。療法が定める健康で文化的な生活を保障するために、据え置きではなく物価上昇などを踏まえた大幅な増額こそ必要です。

◆2023年10月改定の生活扶助基準額

世帯類型	級地	改定基準額	増加率
夫婦子1人 (30代夫婦、 3〜5歳)	1級地1	15.3万円	4.2%
	2級地1	14.4万円	5.2%
	3級地2	13.4万円	4.9%
夫婦子2人 (40代夫婦、中 学生と小学生)	1級地1	18.1万円	1.5%
	2級地1	16.9万円	4.3%
高齢夫婦 (65歳夫婦)	1級地1	12.1万円	0.8%
	2級地1	11.5万円	2.7%
	3級地2	10.7万円	2.3%
高齢単身 (65歳)	1級地1	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.2万円	3.5%
	3級地2	6.7万円	3.3%
高齢夫婦 (75歳夫婦)	1級地1	11.2万円	0.0%
	2級地1	10.5万円	0.0%
高齢単身 (75歳)	1級地1	7.2万円	0.0%
	2級地1	6.6万円	0.6%
	3級地2	6.2万円	0.6%
ひとり親 (30代、小学生)	1級地1	12.2万円	0.2%
	2級地1	11.6万円	1.3%
	3級地2	10.8万円	0.9%
ひとり親 (40代、中学生 と小学生)	1級地1	15.5万円	3.1%
	2級地1	14.7万円	6.6%
	3級地2	13.7万円	6.3%
若年単身 (50代)	1級地1	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.2万円	1.4%
	3級地2	6.8万円	1.2%

厚労省2023年度予算案資料から作成

急激な物価上昇が生
活保護世帯の生存権を
脅かすなか、岸田政権
は2023年10月の生
活扶助基準額の改定
で、多くの世帯を実質
的な大幅減額にしよう
としています。なかで
も高齢者世帯と母子世
帯で打撃が大きくなる
ことが、厚生労働省の
資料で分かりました。

例えば、75歳以上の
高齢単身世帯（1級地
1）の場合、見直しで
基準額が7万2千円か
ら6万8千円に下がり
ます。特例加算を足し
ても現行基準額に及ば
ず、夫婦世帯とも0・0

増額こそ必要です。

厚労省は予算案関連
資料で、生活扶助基準
額が23年10月の改定で
どう変化するかを生活
保護世帯の家族構成や
年齢、居住地域ごとに
試算。27ケース中16ケ
ースで改定率が2・5
%を下回る実質減とな
りました。